

旭川市立台場小学校
学校いじめ防止基本方針



令和8年4月改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校ではこれまで、いじめの積極的な把握と迅速な情報共有を図り、組織的な対応に努めてきました。今後も、「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる」という意識をもち、学校・家庭・地域・諸関係機関が一体となり、継続して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」はもとより、「いじめ解消」と「再発防止」に努めて参ります。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」、更に「旭川市小・中学校学校いじめ防止基本方針（策定の指針）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対応に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わず、いじめがおこなわれなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 学校の責務等（条例第5条）

学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ対策組織を設置し、基本理念にのっとり、学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有します。

また、学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、学校いじめ対策組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有します。

学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとします。

3 いじめの定義等（条例第2条）

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義のもとに判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの様態としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分にできれば、学習や人

間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○児童の発達段階に応じた人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など、他の事情も勘案して判断するものとします。

また、いじめが解消したと判断した後も日常的に注意深く観察して再発防止します。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。その間、学校職員は、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、関係した児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により、次の通り規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第2章 学校が実施するいじめ防止の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標

令和7年度の本校のいじめの認知件数は13件でした。アンケート調査や教育相談がきっかけとなって認知したもので、その様態は「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる、たたかれる」といった内容が中心でした。それぞれの案件について早急に担任教師を中心に加害児童に聞き取りや指導を行い、いじめ対策組織会議を開催し、事実関係とその後の指導方針の確認を行い対処しました。その結果、10件においてはすでに解消しており、残りの3件については4月17日現在いじめの行為は無くなっておりませんが、いじめの解消に向けて相当期間の経過を待っている状態です。令和8年度は「いじめ解消率100%の学校」を目標とし、児童同士の抑止力強化に向けての取組を推進していきたいと考えます。また、アンケートでの発覚以前に、被害児童からの訴えや、周りの児童がすぐに報告できるよう、教職員との信頼関係を更に高めていくよう、努力を続けていきます。

2 児童が主体となった取組の推進

本校では、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、すべての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組を行っています。児童が主体的にいじめの問題について考え議論するなど、いじめの防止に資する活動を行います。

○児童会が中心となり、中休み時間を利用して「みんなで遊ぶ日」を設定し、学級の全児童や全校児童同士の交流を深めるとともに、生活保健委員会が中心となって企画する、いじめ未然防止を目指した取組を行います。また児童会が企画する「いじめ撲滅の取り組み」の充実を図ります。

○児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童がいじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう、活動の工夫を図ります。

○どの児童も傍観者とならないよう、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努めます。

OSNS やネット上でのコミュニケーションのルールについて、児童主体で考える機会を設けます。

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置

本校では、「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、「学校いじめ対策組織」を設置しています。いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処

について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

(1) 学校いじめ対策組織の構成

法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（資料①学校いじめ防止プログラム P13~14参照）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組みます。

(2) いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②「いじめ見逃しゼロ」早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組（指導部長）

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

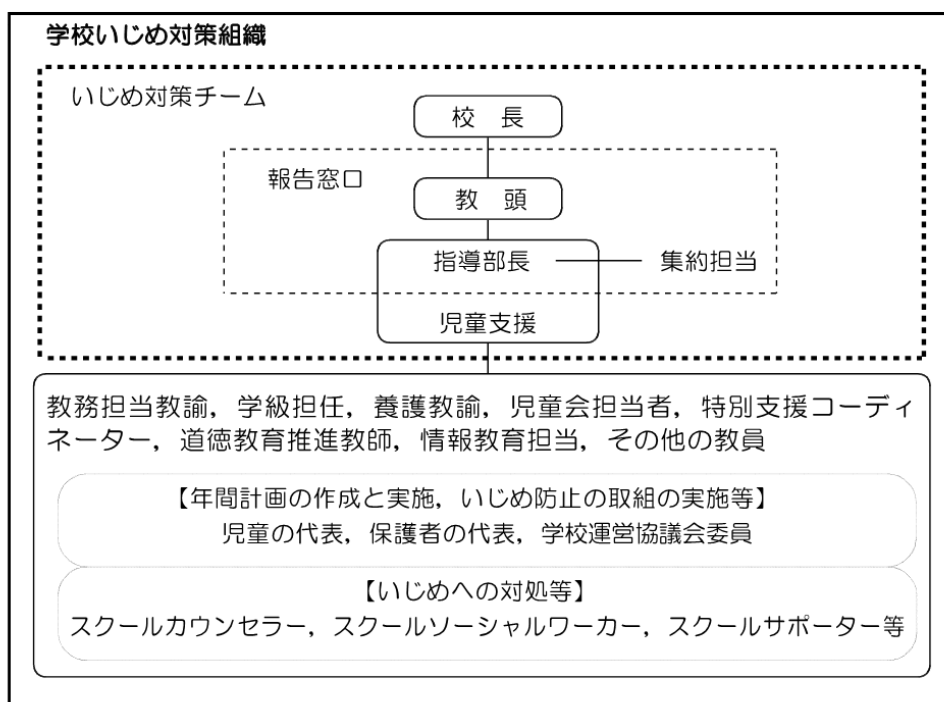
イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

エ) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管

(3) いじめ対策組織図

(ア) いじめ対策組織図



4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ② いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ② 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にされたわかりやすい授業づくりに努めます。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめ

を助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

- ① 教育活動全体を通じ、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ② 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分にはよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの早期発見

本校では、日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」（資料③^{※P17参照}）「家庭用 子どもの様子チェックリスト」（資料④^{※P18参照}）の活用、教育相談の実施をします。また、ささいな兆候であっても早い段階から組織的に関わり、いじめを軽視することなく積極的に認知し、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。さらに児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口（資料⑤^{※P19参照}）について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

学校は、いじめの発見又は通報を受けた場合、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、直ちに「学校いじめ対策組織」において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。また、訴えや通報には真摯に傾聴し対応します。
- ② いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」^{※P17参照}の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。

- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援
- ① いじめを受けた児童から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
 - ② いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
 - ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。
- (3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言
- ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
 - ② いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
 - ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ① いじめを傍観していた児童に自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
 - ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めます。
- (5) 性に関わる事案への対応
- ① 児童や保護者が安心できるようプライバシーに配慮して対応します。
 - ② いじめを受けた児童と同性の教職員または、話しやすい教職員が対応するなど配慮します。
 - ③ 警察やスクールカウンセラーなど関係機関と連携を取って対応します。
 - ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。
- (6) 関係児童が複数の学校に在席する事案への対応
- ① 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会や各学校との緊密な連携のもと、対応します。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。(早期発見・事案対処マニュアル資料②-1^{P15}参照、いじめ事案対応フロー資料②-2^{P16}参照)

- ① いじめを受けた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か

月止んでいる状態が、継続していること。

- ② いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ① いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」（資料③^{P17参照}）を活用するなど、児童や学級の観察を注意深く続けます。
- ② いじめが解消していない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア.学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組みます。

イ.学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。

ウ.学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明します。

エ.いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

9 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

ア.いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

イ.いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応します。

ウ.相談機関との連携（資料⑥ いじめ等に関する相談対応フロー^{P20参照}）については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

10 いじめ重大事態への対応

市及び学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応（資料⑦ 不登校重大事態に係る対応フロー^{P21参照}）

ア.学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談します。

イ.学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。

ウ.児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと対応します。

エ.学校から、重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、市長に報告します。また、北海道教育委員会を経由して文部科学省に報告します。

オ.学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行います。

カ.市は、緊急支援チームを学校に派遣し、報告を受けた重大事態に対処します。

(2) 教育委員会又は学校による調査

ア.学校から報告を受けた教育委員会は、調査の主体を学校とするか教育委員会とするかを判断し、速やかにその下に組織を設けます。

イ.教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。

ウ.教育委員会が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を対策委員会とします。

エ.調査は、事実関係を明確にするために行います。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。

オ.この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的と

するものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものです。

(3) 調査結果の提供及び報告

ア.調査の進捗状況及び調査結果は、教育委員会又は小・中学校から、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。

イ.教育委員会から、調査結果を直ちに市長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合は、調査結果に添えて市長に報告します。

(4) 市長による再調査及び措置

ア.調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会において再調査を行います。

イ.再調査の進捗状況及び再調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。

ウ.市長は、再調査の結果を市議会に報告します。

エ.市長及び教育委員会は、調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

1 1 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

市は、条例に基づき、市基本方針を策定又は変更したときは、速やかに公表します。また、市の施策や学校の取組、重大事態への対処等、市基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検するとともに、国基本方針及び道基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを行います

ア 学校評価を踏まえた取組の改善価

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組みます。

イ 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや、旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

ウ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

12 学校いじめ防止プログラム（資料①^{P13}参照）

【資料①】 台場小学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（児童版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して行う活動 <ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班活動 ○キラキラかがやく台場っ子 ○毎週水曜日（異学年交流）みんなで遊ぶ日 ○いじめ防止カルタ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○児童が主体となった未然防止の取組（5月参照）
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開 		

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> 定例で各担当の現状を交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> 定例で各担当の現状を交流 ○人権教育プログラム <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> 定例で各担当の現状を交流 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○命の安全教育（1・2年） <ul style="list-style-type: none"> SNSの適切な利用 ○人権教育プログラム（3・4年） <ul style="list-style-type: none"> 友だちとの関係を考えよう コミュニケーションの大切さ 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止標語作成
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 定例で各担当の現状を交流 ○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 定例で各担当の現状を交流
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会が主体となった未然防止の取組 ○命の安全教育（5・6年） SNSの適切な利用 非行防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② ○いじめ防止カルタ作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師（警察）による，スマホ安全教室 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 定例で各担当の現状を交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生活健康委員会の取り組みカルタ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査③ ○命の安全教育（3・4年） SNSの適切な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価 	

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、こども・女性・若者未来部こども安心課、警察等）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

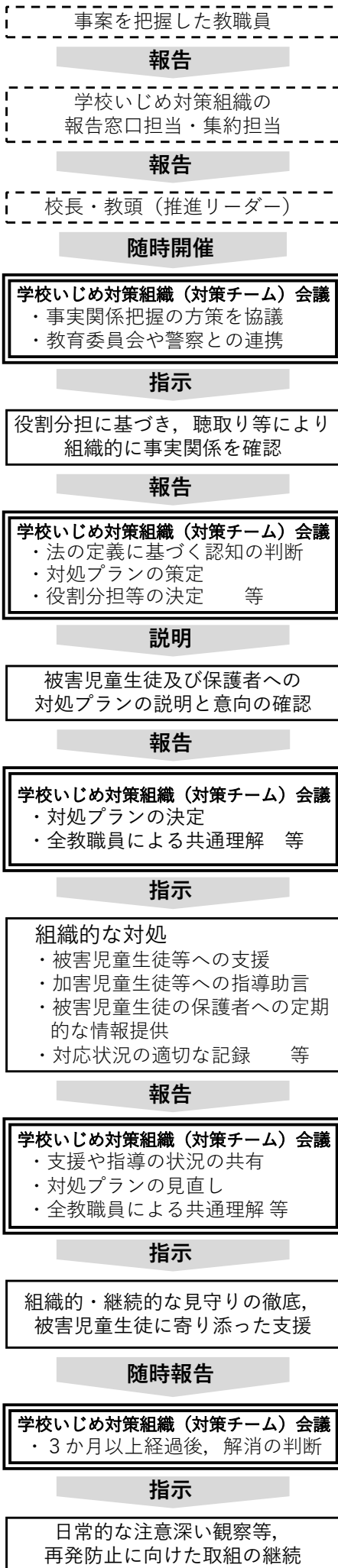
- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

▶ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

▶ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
 ▶ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
 ▶ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
 ※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

▶ 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

▶ 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
 ▶ いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
 ▶ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
 困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

▶ いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

▶ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
 ▶ いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
 困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

▶ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

▶ 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

▶ 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
 ▶ 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
 ▶ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

年 組 記入者氏名

台場小学校いじめ対策組織

※ 次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児 童 氏 名

- | | |
|-------------------------------------------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 | () |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。… | () |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きまたは、隠されたりする。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていくことがある。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。…………… | () |

授業や給食の様子

児 童 氏 名

- | | |
|------------------------------------------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしゃからかいがある。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | () |

清掃や放課後の様子

児 童 氏 名

- | | |
|-------------------------------------------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 先生になにか言いたそうにしている。…………… | () |

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で職員Chatを利用して素早く共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

【資料④】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立台場小学校

電話 0166-61-4405

【資料⑤】

おも そうだんまどぐち 主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）
＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
＜受付時間＞ 毎日24時間 ＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Web サイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343 ＜受付時間＞ 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891
＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

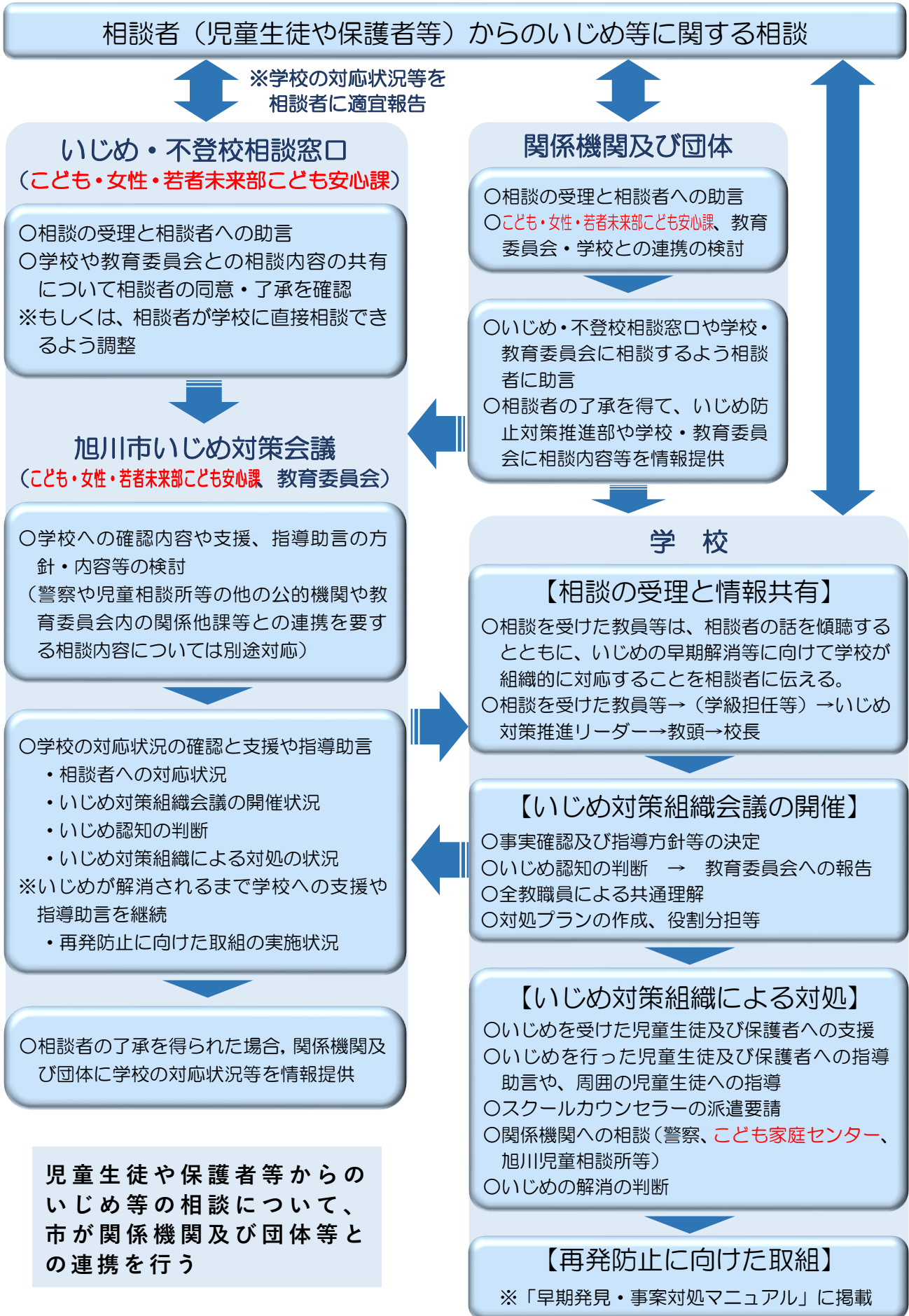
◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立台場小学校 電話 0166-61-4405

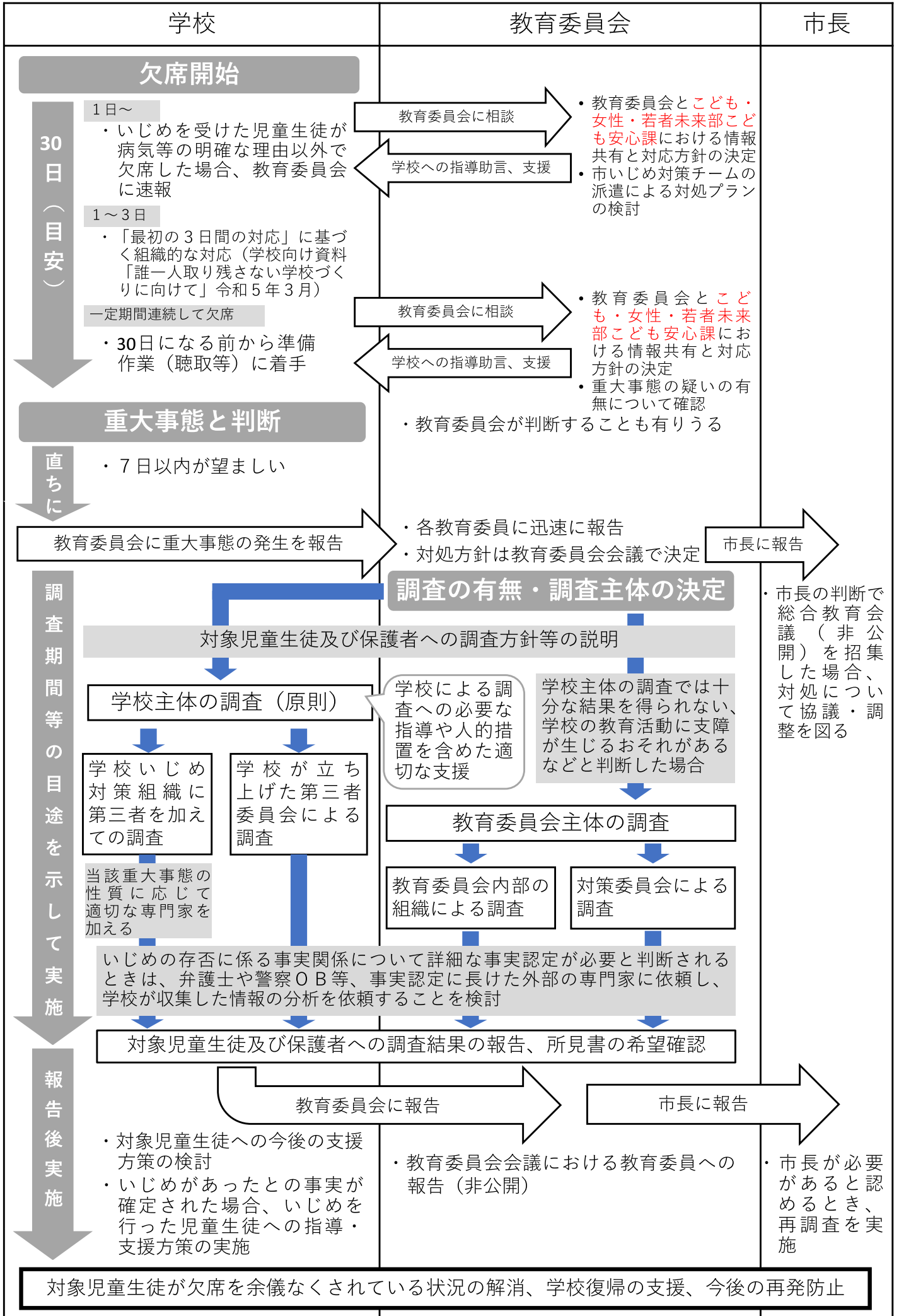
【資料⑥】

いじめ等に関する相談対応フロー



【資料⑦】

不登校重大事態に係る対応フロー



早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成